

筑西市内部公益通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条第1項及び第2項の規定並びに公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）（平成29年7月31日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）に基づき、法第3条第1号及び法第6条第1号に掲げる公益通報（以下「内部公益通報」という。）に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「内部の職員等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する非常勤特別職の職員
- (2) 市の事務事業を受託し、又は請け負った事業者の従業員であつて、当該事務事業に従事するもの
- (3) 市の施設の指定管理者の従業員であつて、当該施設の管理業務に従事するもの
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市に派遣された者であつて、当該派遣に係る業務に従事するもの
- (5) 前4号に掲げる者であつた者その他の法令順守を確保するうえで市長が必要と認める者

2 この規程において「任命権者」とは、地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

3 前2項に規定するもののほかこの規程に規定する用語の意義は、法及びガイドラインに規定する用語の例による。

(対応責任者等)

第3条 内部の職員等からの通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意し、かつ、当該通報に係る対応を迅速かつ適切に行うため、内部公益通報対応責任者を置く。

2 内部公益通報対応責任者は、総務部長をもって充てる。

3 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、総務部法制主管課職員とする。

(通報の窓口等)

第4条 内部の職員等からの通報は、総務部法制主管課（以下「通報窓口」という。）において受け付けるものとする。当該通報に関連する相談の窓口も同様とする。

(通報の方法等)

第5条 内部の職員等からの通報は、内部通報概要書(様式第1号。以下「通報概要書」という。)での文書、電子メール又はファクシミリによる提出によるものとする。この場合において、次に掲げる通報は、これを受け付けないものとする。

- (1) 不正の目的でなされたことが明らかである通報
- (2) 勤務条件に関する事案である通報
- (3) 筑西市職員のハラスメントの防止等に関する規程(令和2年市訓令第3号)第2条第7号に掲げるハラスメントに関する事案である通報
- (4) 前2号に掲げるもののほか内部公益通報に該当しないことが明らかである通報
- (5) 匿名による通報

2 通報をしようとする内部の職員等は、当該通報に当たって通報対象事実を証する書類があるときは、当該書類を通報概要書に添付するものとする。

(通報の受理等)

第6条 内部公益通報対応責任者は、内部の職員等からの通報を受け付けたときは、遅滞なく、その内容を審査し、内部公益通報として受理するか否かを決定のうえ、内部公益通報受理不受理決定通知書(様式第2号)により、当該通報をした者(以下「通報者」という。)に通知するものとする。

(調査の実施)

第7条 内部公益通報対応責任者は、前条の規定により内部公益通報を受理したときは、遅滞なく、当該通報に係る通報対象事実に関し、必要かつ相当と認める方法により調査を開始するものとする。

- 2 前項の調査は、内部公益通報対応責任者が公益通報対応業務従事者のうちから指名した職員(以下「調査員」という。)に行わせるものとする。
- 3 内部の職員等(通報者を含む。)は、正当な理由がある場合を除き、第1項の調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 調査員は、第1項の調査が終了したときは、内部公益通報調査報告書(様式第3号)により、内部公益通報対応責任者に報告するものとする。

(措置の実施)

第8条 内部公益通報対応責任者は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、内部公益通報調査結果報告書(様式第4号)に事実を証明する証拠書類を添えて任命権

者に報告しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定による報告があったときは、速やかに是正措置をとるとともに、必要に応じて通報対象事実に関係した者の告発その他の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(結果等の通知)

第9条 内部公益通報対応責任者は、第7条の規定による調査の結果及び前条の規定による措置の内容について、内部公益通報結果通知書（様式第5号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者があらかじめ通知を希望しない旨の申出をしている場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持等)

第10条 内部の職員等からの通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、内部の職員等からの通報又は相談に関与する職員の範囲は必要最小限でなければならない。

- 2 内部の職員等からの通報又は相談に関与する職員は、当該通報に係る者の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の権利の保護に十分配慮しなければならない。
- 3 内部の職員等からの通報又は相談に関与する職員は、当該通報に関する秘密を漏らしてはならない。当該職を退いた後も、同様とする。
- 4 内部の職員等からの通報又は相談が、自らが関係する内容である職員は、当該通報の処理又は相談に関与してはならない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、内部公益通報に関する秘密保持等に支障が生じない範囲において、内部公益通報の件数及びその概要について公表するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）
 様式第1号（第5条関係）

取扱注意

内部通報概要書			
※作成年月日			
※通報者氏名		通報者電話番号	
※通報者住所			
※通報者所属			
※通報者種別	<input type="checkbox"/> 市職員（ <input type="checkbox"/> 一般職員 <input type="checkbox"/> 非常勤特別職 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 受託事業者従業員（社名： ） <input type="checkbox"/> 指定管理者従業員（社名： ） <input type="checkbox"/> 派遣労働者（社名： ） <input type="checkbox"/> その他（具体的な市との関係： ）		
※希望する連絡方法	・連絡方法 電話・電子メール・FAX・郵送・その他（ ） ・連絡先 自宅・携帯・職場・その他（ ）		
※件名			
具 体 的 な 通 報 内 容	※ ①通報対象者氏名・所属（氏名： 所属： ）		
	※ ②通報対象事実は（生じている・生じようとしている・その他（ ））		
	※ （いつ）		
	※ （どこで）		
	※ （何を）		
	※ （どのように）		
	（何のために）		
	（なぜ生じたのか）		
	対象となる法令違反等		
	※ ③通報対象事実を知った経緯		
※ ④通報対象事実に対する考え			
⑤特記事項			
※ 証拠書類（有（書面・その他（ ））・無） 調査結果の通知（希望する・希望しない）			
受付番号		受付年月日	年 月 日
受付者職氏名			

（注） ※印の欄は必須項目です。記入がない場合は、内部公益通報として受理されない場合があります。

第 号
年 月 日

内部公益通報受理不受理決定通知書

（通報者）

様

筑西市長 印

年 月 日に受けたあなたからの通報について、次のとおり取り扱うことと決定したので、筑西市内部公益通報に関する規程第6条の規定により通知します。

件 名	
結 果	<input type="checkbox"/> 内部公益通報として受理（受理し、通報対象事実について調査を開始）しました。 <input type="checkbox"/> 次の理由により内部公益通報として認められないため不受理としました。 （理由）
備 考	

取扱注意

内部公益通報調査報告書			
			年 月 日
内部公益通報対応責任者 様		調査員職氏名	
<p>年 月 日にあった内部公益通報に係る通報対象事実について調査が終了したので、筑西市内部公益通報に関する規程第7条第4項の規定により、次のとおり報告します。</p>			
件名			
受付番号		通報者氏名	
通報内容			
調査期間			
調査方法	<input type="checkbox"/> 通報者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 通報者から既に提出されている文書等の調査 <input type="checkbox"/> 所属上司からの聞き取り <input type="checkbox"/> 関係職員からの聞き取り <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査結果	通報対象事実の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	調査状況		
備考			

(注)

- 1 受付番号欄は、内部通報概要書（様式第1号）の受付番号を記載すること。
- 2 調査報告書には、必要に応じ調査資料等を添付すること。

内部公益通報調査結果報告書			
任命権者 様		年 月 日	
内部公益通報対応責任者			
年 月 日にあった内部公益通報について調査の結果、通報対象事実があると認めるので、筑西市内部公益通報に関する規程第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。			
件名			
受付番号		通報者氏名	
通報内容			
調査期間			
調査結果			
備考			

(注)

- 1 受付番号欄は、内部通報概要書(様式第1号)の受付番号を記載すること。
- 2 調査結果報告書には、必要に応じ調査資料等を添付すること。

様式第5号（第9条関係）
様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

内部公益通報結果通知書

（通報者）

様

筑西市長 印

年 月 日に受けたあなたからの内部公益通報に係る調査（及び措置）の結果について、筑西市内部公益通報に関する規程第9条の規定により、次のとおり通知します。

件名		
通報内容		
調査結果	通報対象 事実の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
措置の内容		
備考		